

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	ふるさと応援寄附金におけるワンストップ特例申請処理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、ふるさと応援寄附金におけるワンストップ特例申請処理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和7年12月22日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	・地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。
③システムの名称	・e-NINSHO ・eLTAX共同利用 ・moticONE
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条1項 別表の24の項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業建設部 かせぐ地域課
②所属長の役職名	かせぐ地域課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 かせぐ地域課 商工観光係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2080
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無

[自己点検]

[内部監査]

[外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

田原本町情報セキュリティポリシーに則り、物理的、人的、技術的セキュリティ対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月18日	3.個人番号の利用 法律上の根拠	・番号利用法第9条1項 別表第一の16の項	・番号利用法第9条1項 別表の24の項	事後	
令和6年7月18日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先電話番号	0744-34-2114	0744-34-2108	事後	
令和6年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和5年1月10日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和6年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年1月10日 時点	令和6年1月10日 時点	事後	
令和7年12月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名 称	・e-NINSHO ・eLTAX共同利用 ・motiONE	・e-NINSHO ・eLTAX共同利用 ・motiONE	事後	
令和7年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	産業建設部 地域産業推進課	産業建設部 かせぐ地域課	事後	
令和7年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	地域産業推進課長	かせぐ地域課長	事後	
令和7年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	田原本町 地域産業推進課 商工観光係	田原本町 かせぐ地域課 商工観光係	事後	
令和7年12月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和6年1月10日 時点	令和7年8月14日 時点	事後	
令和7年12月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和6年1月10日 時点	令和7年8月14日 時点	事後	
令和7年12月22日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人 為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か		十分である	事後	
令和7年12月22日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判 断の根拠		特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在 するが、いずれの局面においても複数人での確 認を行うようにしており、人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月22日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年12月22日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年12月22日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		田原本町情報セキュリティポリシーに則り、物理的、人的、技術的セキュリティ対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	